平成２７年（フ）第６０６号
大阪府松原市天美東７丁目14番５―417号
債務者　若松　康代
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　周一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２７１８号
大阪府高槻市城南町２丁目16番６号
債務者　山田　修二
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　　優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８２５号
大阪府東大阪市荒本北１―３―11―303、住民票上の住所大阪市西区京町堀３丁目３番９―202号
債務者　北山　英孝
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井﨑　康孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８２６号
大阪府阪南市桃の木台５丁目６番地の５、前住所大阪市西区京町堀３丁目３番９―202号
債務者　北山久美子
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井﨑　康孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２１号
堺市中区東八田105番地４、住民票上の前住所堺市中区東八田30番地８
債務者　竹本　浩之
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横手　章教
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４５７号
大阪府羽曳野市羽曳が丘西１丁目６番16号
債務者　武井　宏志
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横手　章教
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５９９号
堺市堺区材木町西１丁１番12―402号
債務者　松田　紀子
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安尾　明裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月26日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７５０号
札幌市豊平区旭町７丁目３番11号　カサデューク17―102号
債務者　宮松　孝佳
1　決定年月日時　平成27年７月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大嶋　一生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０６０号
名古屋市港区木場町９番地の11　シャルマンコーポ木場町１号棟408号　森岡幸雄方、住民票上の住所名古屋市港区泰明町１丁目17番地の１　クアトロロッソＢ号
債務者　近藤　和子
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月28日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１６号
三重県四日市市大矢知町3096番地２　ビュウテラス105、前住所三重県四日市市平尾町3091番地２
債務者　尾上　　昇
1　決定年月日時　平成27年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　　透
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１９０号
金沢市泉野町１丁目３番15号
債務者　旭　　敏秋
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅野　雅幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月28日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１０３７号
名古屋市緑区徳重４丁目1020番地　ジュジュ徳重Ｂ棟101号
債務者　リペックス名南店こと　松野　寿紀
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　時規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月４日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０３８号
名古屋市昭和区鶴羽町１丁目17番地の１　鶴羽之彩306号、従前の住所名古屋市千種区内山１丁目22番９号　グランスイート千種タワー1801号
債務者　新森　武志
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　昌哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月４日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７９号
山口県下関市上田中町１丁目25番28―308号
債務者　古見田　徹
1　決定年月日時　平成27年７月27日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大賀　一慶
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月22日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

破産手続廃止

平成２７年（フ）第４５６号
福岡県久留米市諏訪野町2698番地の１
破産者　マルヒロフーズ株式会社
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６７８号
福岡市城南区荒江１丁目23番25号
破産者　株式会社兼
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部